

## ◎（寄附に伴う）「狭あい道路拡幅整備助成金等交付要領」のよくある質問 Q & A

令和8年10月

### Q 1 : 助成金はいつごろ受け取れますか？

A 1 : 助成金は寄附が前提となっているため、支払い時期は、道路管理者が審査を行い、寄附が確実になった後となります。なお、一般的には1年以上後になっています。

### Q 2 : 助成金が支払われない場合もあるのですか？

A 2 : 審査結果によっては、寄附が出来ない場合があります。  
 その場合、助成金の支払いは出来なくなってしまいますので、十分に気を付けて下さい。  
 寄附が出来ない主な具体例は、以下の事項です。  
 ①寄附予定地（後退用地）に抵当権がある。（※土地所有者が解除する必要があります。）  
 ②寄附予定地のセットバックが道路中心から2.00m未満である。  
 （※例えば、1.98mでは寄附出来ません。）  
 ③寄附予定地に支障物件（汚水桝、隣地境の塀の一部等）がある。  
 ※市で舗装出来ない場合は、自費で工事を行って下さい。  
 ※その他、詳細事項は道路管理者（各区の建設センター等）にお問い合わせ下さい。

### Q 3 : 「助成金交付申請書（1号様式）、完了届（3号様式）」の他に必要な書類はありますか？

A 3 : 別紙「請求書・支払金口座振替依頼書」が必要となります。  
 なお、記入方法は別紙「記入例」を参考にして下さい。

### Q 4 : 連名で申請した場合の「請求書・支払金口座振替依頼書」は、どのようにすればよいですか？

A 4 : 連名の場合の振込先は、代表者の口座となります。  
 その際には、その他の申請者が代表者の口座に助成金を振り込むことを承諾する故の委任状を添付して下さい。（※書式は任意です。）

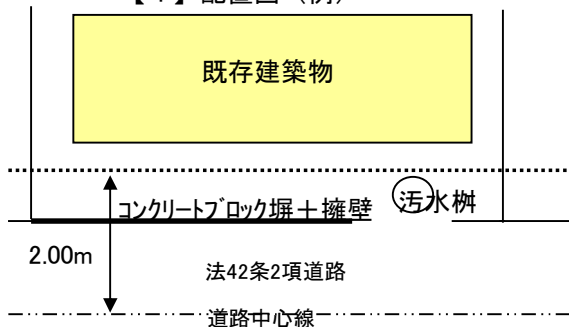
### Q 5 : 申請書類作成時において気をつける事項はありますか？

A 5 : 特に以下の事項について確認して下さい。なお、別紙「記入例」も参照して下さい。  
 ①面積等の欄は「小数点2以下を切り捨て、小数点1位まで」として下さい。  
 ②「単価・金額等の欄」は全て空白にして下さい。（※市で記入します。）  
 ③「除却工事前・後の写真」等が必要となります。

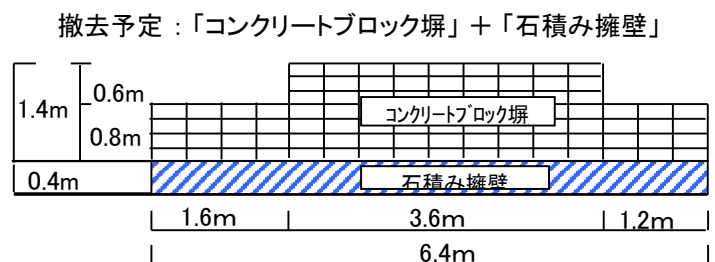
### Q 6 : 交付申請書（1号様式）の添付書類で「工事計画書」はどのような図面を提出すればよいのですか？

A 6 : 以下の事項を参考にして、支障物件の内容が分かるものを提出して下さい。  
 ①用紙のサイズは「A4又はA3（折込）」とします。  
 ②縮尺は適宜工事範囲の確認できるものとして下さい。  
 ③「撤去対象物の配置図、展開図、計算式等」を下記の例を参考に作成して下さい。

【1】配置図（例）



【2】展開図（例）



【3】計算式（例）

| 撤去対象物            | 単位             | L(m)                        | D(m) | H(m) | N(箇所)        | 数量   |
|------------------|----------------|-----------------------------|------|------|--------------|------|
| ●コンクリートブロック塀（下部） | m <sup>2</sup> | 6.40                        |      | 0.80 |              | 5.12 |
| ●コンクリートブロック塀（上部） | m <sup>2</sup> | 3.60                        |      | 0.60 |              | 2.16 |
| ∴ 小 計            | m <sup>2</sup> | 5.12+2.16=7.28 (※少数2位以下切捨)→ |      |      |              | 7.2  |
| ●石積み擁壁           | m <sup>2</sup> | 6.40                        |      | 0.40 | (※少数2位以下切捨)→ | 2.5  |
| ●汚水桝             | 個所             |                             |      |      | 1            | 1    |